

令和7年度

# P T A 総会資料

(案)

岸和田市立常盤小学校・幼稚園 P T A

# 令和7年度 P T A総会次第

## 議 事

### ●令和6年度 事業報告、決算報告および会計監査報告

事業報告

決算報告

### ●令和7年度 役員の選任

役員・実行委員候補者名簿

### ●令和7年度 事業計画案、予算案および規約改訂案

事業計画案

予算案

P T A規約・各役職免除期間

P T A規約内規・弔慰規定

P T A実行委員選出の規約

P T A学級委員名簿

P T A専門部委員会名簿

P T Aクラブ紹介

以 上

# 令和6年度 事業報告

岸和田市立常盤小学校・幼稚園PTA

月	企 画	保健体育	広 報	生活安全	厚 生	幼 稚 園	学 習 参 観 等
4	新旧実行委員会(11) 学級委員総会(19) 総会,専門委員会(26)			交通安全指導			入学式(4) 入園式(8) 学習参観(26)
5	実行委員会(7)						
6		給食試食会(10)				委員会(19)(26)	日曜参観(2)
7			「ときわ」発行(18)			委員会(3)(17)	個人懇談会(12,16,17)
8							
9	実行委員会(3)					委員会	学習参観(20)
10	運動会に協力(20)	運動会に協力(20)	運動会に協力(20)	運動会に協力(20)	運動会に協力(20)	運動会に協力(20) 委員会(1)(7) 夏祭り(1)	運動会(20)
11						委員会(7)(27)	校内音楽会(28)
12						委員会 (12)(13)(16)(17)	ミニミニコンサート(幼) (5) 個人懇談会(18,19,20)
1				交通安全指導		委員会	
2		学校保健委員会 (24)			リサイクル品 交換会(8)	委員会(28) お別れ会(28)	学習参観(8) 生活発表会(幼)(19,20)
3	新旧実行委員会(4) 会計監査(4)		「ときわ」発行(14)				卒業式(18) 修業式(24)
備考							

## 令和6年度 PTA会計決算書

(単位:円)				
<b>&lt;収入の部&gt;</b>				
項 目	予算額	決算額	摘	要
前年度繰越金	2,721,329	2,721,329		
会 費		2,165,503		
雑収入	600	0	利息	
合 計	2,721,929	4,886,832		
<b>&lt;支出の部&gt;</b>				
項 目	予算額	支出額	差引額	摘 要
運営費	750,000	417,623	332,377	
会議費	30,000	0	30,000	実行委員会議費他
消耗品費	400,000	297,263	102,737	紙、印刷用品他
慶弔費	50,000	0	50,000	
負担金	150,000	62,190	87,810	府・市PTA協議会分担金
安全会保険費	120,000	58,170	61,830	府PTA安全会加入費他
成人教育費	350,000	15,000	335,000	
成人講座費	100,000	15,000	85,000	PTAクラブ活動費他
教育研究費	250,000	0	250,000	講演会講師謝礼他
保健体育費	200,000	245,465	-45,465	
保健体育行事費	150,000	201,921	-51,921	運動会参加賞他
保健体育活動費	50,000	43,544	6,456	保健ニュース、掲示ポスター
厚生費	350,000	0	350,000	
厚生援助費	350,000	0	350,000	社会見学費用
生活指導費	700,000	693,357	6,643	
教育奨励費	650,000	692,587	-42,587	入学、卒業祝品他
生活安全活動費	50,000	770	49,230	交通安全指導費他
広報費	400,000	206,800	193,200	
広報費	400,000	206,800	193,200	PTA新聞費他
学年活動費	600,000	234,204	365,796	
学年活動費	600,000	234,204	365,796	PTA学級活動費他
環境整備費	400,000	224,986	175,014	
環境整備費	400,000	224,986	175,014	体育館改装、扇風機他
幼稚園活動費	450,000	400,000	50,000	
幼稚園活動費	450,000	400,000	50,000	幼稚園活動費
PTA活動基金	300,000	300,000	0	
PTA活動基金	300,000	300,000	0	基金積立(PTA記念行事のため)
予備費	4,058,594	242,684	3,815,910	
予備費	4,058,594	242,684	3,815,910	
合 計	8,558,594	2,980,119	5,578,475	
<b>&lt;差引残高の部&gt;</b>				
	収入総額	支出総額	残額	摘 要
	4,886,832	2,980,119	1,906,713	次年度への繰越金
会計監査の結果、適正であることを認めます。				
令和7年3月31日				
			会 計	
			会 計	印影省略
			会計監査	

## PTA記念行事のための積立金明細

項	目	金	額
令和5年度までの積立金		300,070	
利息		160	
令和6年度積立金		300,000	
合	計	600,230	

# 令和7年度 事業計画

岸和田市立常盤小学校・幼稚園PTA

月	企 画	保健体育	広 報	生活安全	厚 生	幼 稚 園	学 習 参 観 等
4	新旧実行委員会(11) 学級委員総会(18) 総会, 専門委員会(25)			交通安全指導 ↓			入学式(4) 入園式(8) 学習参観(25)
5	実行委員会(8)					委員会( )	家庭訪問(2~9)
6		給食試食会(10)				委員会( )	日曜参観(1)
7			「ときわ」 発行(18)	↓		夏祭り( )	個人懇談会 (14, 15, 16)
8							
9	実行委員会(11)					委員会( )	学習参観(26)
10	運動会に協力(19)	運動会に協力(19)	運動会に協力(19)	運動会に協力(19) ↓	運動会に協力(19)	運動会に協力(19) 委員会( )	運動会(19)
11							音楽発表会(28)
12				↓		委員会( )	ミニミニコンサート(幼) (5) 個人懇談会(18, 19, 22)
1	実行委員会(8) 実行委員選出( )			交通安全指導 ↓			
2		学校保健委員会 ( )			リサイクル品 交換会(14)	委員会( ) お別れ会( )	土曜参観(14) 生活発表会(幼) (19, 20)
3	新旧実行委員会(5) 会計監査		「ときわ」 発行(17)	↓		委員会( )	卒業式( )修業式(24) 修了式(幼)( )

※空白箇所は日付未定です

# 令和7年度 PTA会計予算案

## 1. 収入の部

(単位:円)

項 目	予算額	備 考
前年度繰越金	1,906,713	前年度の繰越金
会費	2,520,000	300円×700人(園児50、児童600、職員50)×12ヶ月
雑収入		利息
合計	4,426,713	

## 2. 支出の部

(単位:円)

項 目	予算額	備 考
運営費	750,000	
会議費	30,000	実行委員会費
消耗品費	400,000	紙、印刷用品費
慶弔費	50,000	供花、香料等
負担金	150,000	府・市PTA協議会分担金
安全会保険費	120,000	府PTA安全会加入費
成人教育費	350,000	
成人講座費	100,000	PTAクラブ活動費他
教育研究費	250,000	講演会講師謝礼他
保健体育費	200,000	
保健体育行事費	150,000	運動会参加賞費他
保健体育活動費	50,000	保健ニュース他
厚生費	350,000	
厚生援助費	350,000	PTA社会見学費用
生活指導費	700,000	
教育奨励費	650,000	入学・卒業祝品他
生活安全活動費	50,000	交通安全指導費他
広報費	400,000	
広報費	400,000	PTA新聞費他
学年活動費	600,000	
学年活動費	600,000	PTA学級活動費他
環境整備費	400,000	
環境整備費	400,000	花苗、球根、肥料、扇風機他
幼稚園活動費	450,000	
幼稚園活動費	450,000	幼稚園活動費
PTA活動基金	300,000	
PTA活動基金	300,000	基金積立(PTA記念行事のため)
予備費	-73,287	
予備費	-73,287	
合計	4,426,713	

# 岸和田市立常盤小学校・幼稚園PTA規約

## 第一条 名称

本会は、常盤小学校・幼稚園PTAと呼び事務所を同校内におく。

## 第二条 目的

本校は、両親または保護者と教職員と校区の人々々が教育の理念に徹して密接なる協力のもとに家庭・学校園と地域における児童園児の福利増進のために、活気あるプログラムを展開し民主的教育を推進することを目的とする。

## 第三条 基本方針

1. 本会は地域の各団体と協力して、より広く、より永続的な民主教育の確立をはかり、児童憲章の精神に則して完全に政府によって保障された義務教育が行われるよう努力する。
2. 本会は、厳密には教育団体であるから宗教や政党の色彩をおびず営利事業を目的としない。
3. 本会は、学校管理の方向を指令したり、教育並びに行政機関の機能に干渉したりするものではない。

## 第四条 会員

学校・幼稚園に在籍する児童園児の父母保護者と教職員をもって会員とする。会員はすべて所定の会費を納めなければならない。

## 第五条 役員

本会の役員は次の通りとする。

- |     |    |              |
|-----|----|--------------|
| 相談役 | 1名 | 前任の役員から      |
| 会長  | 1名 | 保護者から        |
| 副会長 | 2名 | 保護者から        |
| 書記  | 2名 | 保護者・教職員から各1名 |
| 会計  | 2名 | 保護者・教職員から各1名 |

役員任期は一ケ年とする。但し、再任は妨げない。

## 第六条 役員を選出及び就任

役員を選出及び就任は次の通りとする。

1. 役員候補者を定めるため、実行委員をもって推薦委員会を構成する。
2. 推薦委員会は、各役員候補者を推薦し、役員選挙の十日以前に全会員に通告する。
3. 役員候補者の追加推薦は、定期総会の二週間前までに推薦委員会に届け出る。
4. 役員候補者の推薦は、前もって被推薦者の承諾を得なければならない。
5. 役員は、定期総会で無記名投票による多数決、または推薦により選出する。
6. 新役員は、定期総会で承認後直ちにその任にあたる。
7. 公選による公職者は本会の役員にはなれない。

## 第七条 役員の仕事

1. 会長は総会の議長となり、会務を統理すると共に、本会を代表する。また、必要に応じて各委員会を召集する。
2. 副会長は会長を補佐し会長不在の時はその代理をつとめる。
3. 書記はすべての会合並びに活動状況を記録し各会合の通知を発送する。
4. 会計はすべての収入支出の記録と領収書を保管し、会計簿はいつでも会員の閲覧に備え、総会に報告し承認を受ける。

## 第八条 総会

1. 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である。
2. 毎年一回開く定期総会の他に、会長において必要と認められた時または、全会員の四分の一以上の要望のあった時は、臨時に開くことができる。

3. 定期総会は、決算審議・役員改選並びに事業計画・予算審議等を行う。
4. 総会は全会員の五分の一以上の出席がなければ議事を開き議決することができない。但し、止むを得ず出席できないときは、委任状を会長に提出してこれに代えることができる。
5. 議決は出席会員の過半数による。

## 第九条 実行委員会

1. 実行委員会は総会に次ぐ決議機関である。
2. 実行委員会は、役員および実行委員で構成される。この委員会は各種専門委員会によって立案された事業計画の連絡承認、総会に提出する議案報告の作成協議等本会運営の中心となって活動する。
3. 実行委員は推薦された若干名、幼稚園代表、学校代表者若干名とし、会長が委嘱する。

## 第十条 専門委員会

1. 各種専門委員会  
専門委員は、次の各委員会に所属し活動する。各委員会の委員長並びに副委員長及び各専門委員は、会長が委嘱する。  
ア、保健体育委員会……会員・児童・園児の健康増進と体位向上に関する諸活動を行う。  
イ、厚生委員会……福利・厚生活動の計画の立案と実施にあたる。  
ウ、生活安全委員会……校区内における児童・園児の生活指導や交通安全指導に努める。  
エ、広報委員会……PTAの活動状況や学校の様子を知らせる広報新聞の発行にあたる。
2. 専門委員  
専門委員は、推薦された代表者並びに学級委員をもって構成する。

## 第十一条 学級委員

学級委員は各学級の父母及び保護者の互選により若干名選出し、会長が委嘱する。

## 第十二条 集会

各種委員会および学年別、学級別、地域別の小集会は必要に応じ、会長、委員長または各単位集団の同意によって随意開くことができる。

## 第十三条 会費並びに会計年度

1. 本会の経費は、会費並びに寄付金をもって支弁する。
2. 幼稚園は、別途会計とする。
3. 本会の会費は月額三百円とし毎月分納する。
4. 本会の会計年度は、毎年四月一日より向こう一年とする。

## 第十四条 会計監査

会長が若干名の委員を委嘱する。委員は一年一回会計の報告を受け、これを監査する。但し、必要ある時は、随時監査を行う。

## 第十五条 改正

規約は総会で出席者の三分の二以上の賛成により改正することができる。

但し前もって通告しておかねばならない。

◎昭和43年 5月20日、当分三百円とする。

◎昭和44年 5月16日、委員会名称改正、同日より実施。

◎昭和55年 4月25日、一部改正、同日より実施。

◎平成 3年 4月26日、一部改正、平成4年4月1日より実施。

◎平成 6年 4月27日、一部改正、同日より実施。

◎平成11年 4月22日、一部改正、同日より実施。

◎平成19年 4月25日、一部改正、同日より実施。

◎令和 5年11月27日、一部改正、同日より実施。

◎令和 7年 4月10日、一部改正、同日より実施。

### 新旧対照表

《新》

**第十一条 学級委員**  
学級委員は各学級の父母及び保護者の互選により若干名選出し、会長が委嘱する。

《旧》

**第十一条 学級委員**  
1. 学級委員は各学級の父母及び保護者の互選により若干名選出し、会長が委嘱する。  
2. 各学級では学級委員の互選によって学級委員長を選出し、会長が委嘱する。

第十一条の文章を改訂します。

# 各役職免除期間について

## 役員（五役）及び市PTA協議員

会長、副会長、書記、会計、市PTA協議員経験者は、すべての役職に対して永年免除される。但し、再任は妨げない。

## 実行委員・学年委員長（R5まで）・幼稚園委員長

実行委員経験者は、任期終了後、実行委員選出に関しては永年免除される。  
役員及び市PTA協議員選出に関しては任期終了後1年間免除される。  
学級委員選出に関しては、任期終了後4年間免除される。  
但し、再任は妨げない。

## 学級委員

学級代表を含む学級委員経験者は、学級委員選出に関して、任期終了後4年間免除される。但し、再任は妨げない。  
次年度、桜台中学校での実行委員予定者は、兼務となることを避けるため、1年間免除。

## 幼稚園委員

副委員長を含む幼稚園委員経験者は、学級委員選出に関しては、任期終了後4年間免除される。但し、再任は妨げない。  
役員及び市PTA協議員、各地区の実行委員選出に関しては免除期間なし。

【例】下の表は2024年度、上記の各役職をした場合の例です。

2024年度		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
G 役員（五役）	全役職	免除	免除	免除	免除	免除	免除
G 市PTA協議員	全役職	免除	免除	免除	免除	免除	免除
J 実行委員 J 幼稚園代表	役員（五役） 市PTA協議員	免除					
	実行委員	免除	免除	免除	免除	免除	免除
	学級委員	免除	免除	免除	免除		
J 2023年度までの 学年代表	実行委員	免除	免除	免除	免除	免除	免除
Y 学級委員 Y 幼稚園委員	役員（五役） 市PTA協議員						
	実行委員						
	学級委員	免除	免除	免除	免除		

# P T A 規 約 内 規

岸和田市立常盤小学校・幼稚園 P T A

- 第 1 この内規は、本 P T A の円滑な運営及び活動を図ることを目的として、P T A 規約に基づいて規定したものである。
- 第 2 この内規は、実行委員会で審議し改正することができる。但し、P T A 規約に背反してはならない。
- 第 3 役員（第五条）
1. 次年度の役員は全 P T A 会員を対象に公募制により受け付けるものとし任期は単年度を原則とするが、再任された場合はこの限りではない。  
構成は以下の通りとする。  
相談役 1 名 前任の役員から  
会長 1 名 保護者から  
副会長 2 名 保護者から  
書記 1 名 保護者から  
会計 1 名 保護者から  
尚、市 P T A 協議員を選出する年は、もう 1 名を保護者から公募する。  
但し、立候補がない場合は直ちに推薦委員会を設置し、候補者を推薦する。
  2. 推薦委員会  
ア、推薦委員会は、役員、実行委員、学年代表で構成する。  
イ、推薦の候補者は、新 4・5・6 年生の保護者を対象とし、無記名投票により各クラスより原則として 2 名を選出する。  
ウ、除外対象者は、選出時に下記の通りの者とする。  
・母子家庭、父子家庭及び介護を必要とする同居の家族がある家庭。  
・次年度、単身赴任者が決まっている家庭。  
・次年度、未就学児のある家庭。  
・会員が病気療養中または妊娠中の場合。  
・役員経験者。  
・実行委員経験者は、任期終了後 1 年間の免除期間を設ける。  
・次年度の岸和田市連合子供会役員（内定者）は、申告があれば免除とする。  
エ、ウに記していない特殊な事情を有する候補者は、推薦委員会にて、多数の同意が得られれば、その年度については対象から除外できる。  
オ、児童が複数の家庭の場合は、年長の児童を優先するものとする。  
カ、推薦委員会は選定された候補者を招集して説明会を行い、その場で立候補を募る。  
キ、立候補がない場合は、抽選を行う。  
ク、市 P T A 協議員を選出する年はもう 1 名を上記と同様な方法により選出する。
  3. 役員及び市 P T A 協議員の免除期間  
役員及び市 P T A 協議員経験者は、役員、実行委員及び学級委員等のすべての役職に対して、永年の免除期間が与えられる。但し、再任は妨げない。
- 第 4 実行委員会（第九条）  
実行委員会の構成は次の通りである。  
ア 役員 { 相談役、会長、副会長（2 名）、書記（2 名）、会計（2 名） }  
※ 学校書記 1 名・学校会計 1 名（教職員）を含む  
イ 各専門委員会の委員長 1 名、副委員長 1 名。  
ウ 幼稚園委員長 1 名  
エ 学校園より 校長、教頭、学校代表 2 名、幼稚園主任 1 名
- 第 5 専門委員会（第十条）
1. 推薦された実行委員は、互選により各種専門委員会の委員長及び副委員長を兼ねる。
  2. 教職員は、各種専門委員会に所属し、その会合や活動に参画する。
  3. 必要に応じて特別委員会を設置することができる。（例、組織検討委員会等）ただし、実行委員も参画することができる。
- 第 6 学級委員（第十一条）  
学級委員は、当分の間、各学級に 2 名を選出し、専門委員となる。
- 第 7 集会（第十二条）  
学級委員会並びに学級委員長会及び各種専門委員会・実行委員会・役員会等は定期的を開催し、所管の内容について審議する。

第8 会費並びに会計年度

本会の会費は、当分の間、一家庭につき一律月額300円とする。

- 附則 ・この内規は、平成3年3月9日に実行委員会において規定し、平成4年4月1日より実施する。
- ・平成6年 2月18日、実行委員会において、一部改正。
  - ・平成7年 4月15日、実行委員会において、一部改正。
  - ・平成9年 2月15日、実行委員会において、一部改正。
  - ・平成10年 4月18日、実行委員会において、一部改正。
  - ・平成11年 4月22日、総会での規約改正を受けて、一部改正。
  - ・平成13年<sup>1</sup> 1月17日、実行委員会において、一部改正。
  - ・平成19年 4月25日、総会での規約改正を受けて、一部改正。
  - ・平成22年 4月27日、総会での規約改正を受けて、一部改正。
  - ・平成23年 5月12日、実行委員会において、一部改正。
  - ・平成31年 2月8日、実行委員会において、一部改正し4月1日より実施。
  - ・平成31年 3月8日、実行委員会において、一部改正し4月1日より実施。
  - ・令和5年 3月7日、実行委員会において、一部改正し4月1日より実施。
  - ・令和5年<sup>1</sup> 11月27日、総会での規約改正を受けて、一部改正。
  - ・令和6年 4月26日、総会での規約改正を受けて、一部改正。

P T A 弔慰規定

	児童・園児（本人）	P T A 会員
香典	香典（五千元）	香典（五千元）
通夜	P T A 役員 P T A 実行委員 校園長、担任 関係職員	P T A 役員 校園長、担任 関係職員
告別式	P T A 役員 P T A 実行委員 当該学級委員 関係職員 当該学級児童	P T A 役員 関係職員 当該学級児童代表

- 附則 1. 歴代会長等、特に校区の教育に功労のあった人については、協議して決める。
2. 他校と重なる場合は、別途協議して決める。
3. 平成13年11月17日、実行委員会において一部改正。
4. 平成31年 2月 8日、実行委員会において一部改正。

# 常盤小学校PTA実行委員選出の規約

岸和田市立常盤小学校・幼稚園 P T A

## 第1条 総則

1. 本規約は、常盤小学校PTA実行委員を選出するためのものである。
2. 規約の改正は、PTA総会にて行う。

## 第2条 選出

1. 立候補を優先する。
2. 立候補がない場合は、全校一斉の抽選により選出する。
3. 抽選対象者は、新2年生から新6年生の子どもを持つPTA会員とする。  
ただし、対象除外が認められた者を除く。

## 第3条 対象除外

1. 母子・父子家庭で同居する親族がない方。
2. 過去に常盤小学校、桜台中学校のPTA役員（PTA規約第5条）及び実行委員（PTA規約第9条3項）に就いた方。
3. その他特別な事情として  
単身赴任者、長期療養中の病人、要介護者がいる場合、妊婦、子供が1歳未満。

## 第4条 改正

規約改正には、常盤小学校PTA実行委員会での審議、PTA総会での可決が必要である。規約が改正された場合は、すべての地区の規約が改められたこととする。

- 附則
1. 令和2年4月の総会において一部改正し、施行する。
  2. 令和5年10月の紙面総会において一部を改正し、施行する。

## ※募集のお知らせ

入部希望者は、申込書を担任またはクラブ代表の方へ

令和7年度

# P T A 各 種 ク ラ ブ 紹 介

## PTAコーラス部 エコーときわ

練習は小学校の音楽室で月1～2回、そして働いている方でも参加しやすいように桜台市民センターでも月2回土曜日に活動しています。  
マドカ合唱祭では、ステージに立つ緊張感と達成感を味わっています。歌は心身にとっても良い効果をもたらしてくれますよ。  
あなたも音楽でつながりませんか？  
いつでも見学okです。お待ちしております。

代表者：橋爪 夏子



## ときわPTAバドミントンクラブ 入会者 絶賛大募集！！

思いっきり体を動かしてみませんか？初心者の方大歓迎！！

いつでも体験できるようにラケットも用意しています。

興味のある方は、お気軽に見に来てください。

【場所】 常盤小学校体育館

【日時】 毎週水曜日 PM3：00～5：00



☆ご希望の方は、用紙をお渡ししますので、担任または学校まで連絡ください。

キトリ

## PTAクラブ申込書

クラブ名 ( )部

氏名 ( )

児童名 ( )

( 年 組)

住所：岸和田市